

世界自然遺産小笠原諸島管理計画(案)に寄せられた意見と意見に対する考え方

頁	意見の概要	意見に対する考え方	
1	1	「南北約400kmに渡って散在する」のは小笠原群島と火山列島で、その範囲には3孤島(西之島、沖ノ島、南島)が存在しない。「南北約400kmに渡って散在する」ことを言いたければ、「南北約400kmに渡って散在する小笠原群島(智島列島、父島列島、母島列島)・火山列島と3孤島(西之島、沖ノ島、南島)で構成される」とするのが妥当である。	原文のとおりで意図は表現されていますので、原文のままとします。
2	4 他	生物多様性への言及が無く、小笠原諸島固有種だけが強調、保全対象とされ、生物多様性の一つである固有種を含む自生種からなる生態系の多様性が無視されている。その結果、固有種だけを守る「固有種原理主義者」を多数生み出す一方、固有種から非固有種(広分布種)に格下げ?された種(クワノハエノキ、タチテンノウメ、オガサワラモクマオなど)は軽視され、公共事業配慮指針などで伐採対象種とされている。また、シマカナメモチは父島列島の自生種で個体数が少なく国及び東京都レッドデータブック掲載種であるが、固有種でない故保全対象種と認識されていない。 (一部略) 小笠原諸島の遺産登録の基準がix生物進化の過程で、x生物多様性ではないとも言われる。しかし、生物多様性が小笠原諸島の世界自然遺産地域に無いはずではなく、生物多様性の概念なくして生態系の保全を図ることはできない。生物多様性の概念(生態系の多様性、種多様性、遺伝子の多様性)に基づいた説明がされるのが妥当である。	「生態系」が遺産価値として認められているため、特異な生態系について特に記述しつつ、生物多様性についても記述に努めています。具体的な施策についてのご意見は今後の参考とさせていただきます。
3	6	ムニンエノキをクワノハエノキとするのが妥当である。	ご指摘の件について、植物の専門家にも確認したところ、クワノハエノキとするのが妥当とのことでした。ご意見を踏まえて修正します。
4	11	「1968年…旧島民が帰島した。」は事実と反する。「旧島民の帰島が可能になった」とするのが妥当である。	ご指摘を踏まえて修正します。
5	11	現在の人口は、父島、母島別の内訳だけで無く村人口をも示すべきである。	総人口は父島、母島を合計すれば分かるため、原文のままとします。
6	11	「温暖な気候を利用したパッションフルーツ」は適切さに欠け、「亜熱帯気候を利用…」とするのが妥当である。	原文のまま適切と考え、原文のままとします。
7	11	「最も一般的な移動手段であるおがさわら丸」は、複数の移動手段があるかの誤解を招く。母島の記述と同じく「唯一の定期航路おがさわら丸」とするのが妥当である。	共勝丸での移動も想定されるため、原文のままとします。
8	13	アカギ、モクマオウなどの外来種は、伐採の必要はあるが、伐採木の処分場が不足している。これから積極的にアカギ、モクマオウの伐採をするのであれば、それによって生じる木材の積極的処分を検討しなければならない。野積みすれば、侵略的外来種のシロアリの養殖場と化す。具体的に、実行できる事業計画を提示しないと、前に進むことができない。	外来樹木の伐採に伴うシロアリ発生への対応については、関係機関で構成する「シロアリ対策連絡・調整会議」で課題として議論しています。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
9	13 他	野山羊、ノネコの駆除は遅々として進んでいない。当初3年で駆除されると聞いたが、10年近くになるがヤギはまだまだいる。ノネコも罠の設置を休むと増えるので、予算が増える一方である。野鼠に至っては、駆除のめども立っていない。だからといって、ここで手を緩めると元の木阿弥、事態は悪化する一方である。何か根本的、方針変更を考えるべきではないか。	ノネコについては難捕獲個体の捕獲手法の検討等、技術開発を図っています。ノヤギについては、現状までに低密度化が進んだことから、さらに計画的に個体数を低下させ、根絶を目指すこととしています。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
10	13	「外来木本については…今後の対応を整理した。」は、動物の記載に比べ具体的内容が示されていない。「整理した」内容の要旨を示すのが妥当である。	森林生態系保護地域修復計画(2016年)にて整理しております。
11	13	「外来ネズミ類への対応状況」で弟島におけるクマネズミ駆除失敗という事実を記載していないのは「都合の良い真実」を隠していると思われる。弟島の事例を記載するのが妥当である。	排除実施後に再び発見された例については、代表的な事例として兄島を記載しております。
12	13	「非常事態宣言」を継続するのか否か明記がなく、本計画で継続されるのか計画改定により「自動終了」するのか不明である。非常事態宣言下の計画か否かは計画の性格が大きく異なる。明記するのが妥当である。	科学委員会の大河内委員長からは、現在も非常事態宣言は継続中との認識を示されており、本計画とは別に個別の事業計画において位置付けを明記しています。
13	14	「集落地域では、…管理されている。」どう管理されているのか不明。父島では屋内飼育が徹底され街中を徘徊するノラ猫、地域猫はいなくなったことを評価するのが妥当である。	地域連絡会議の構成団体からの意見も踏まえ、「島内外の関係者による継続的な普及啓発活動により、新たなノネコの発生を防止している。」という表現に修正します。
14	15	環境省の記述が具体的で、データも公開されているのに対して、林野庁の記述は具体性が無く公開もされていない。「収集整理」されたデータの要旨を示すのが妥当である。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
15	15	観光ガイド登録制度が東京都、林野庁、小笠原村と並立しており1本化していない。又、何れの登録制度も講習の受講だけで試験が無く、レベルの均一化、向上が担保されていない。内地のボランティアガイド導入地では試験合格者を登録しているところがある。登録制度の一元化と試験制導入による質の均一化・向上は奨励事項に対する課題である。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

世界自然遺産小笠原諸島管理計画(案)に寄せられた意見と意見に対する考え方

頁	意見の概要	意見に対する考え方
16 18	「ムコジマメグロが絶滅した鴛島列島」と記述があるが、父島列島の記述が無い。父島列島にはメグロは存在しなかったということであろうか。	代表的な事例として鴛島を取り上げています。
17 18	「メジロがその機能を補完している。」としても、外来種問題として把握することが妥当であろう。メジロはクモに対する「危険な移入天敵」の一との指摘もある。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
18 18 他	新たな外来種の侵入防止は重要なことであるが、既に侵入している外来種の拡散防止の基本方針が示されていない。 過去の懸案事案で対応がされた場合でも個別で、管理機関及び父島母島の両島民とも情報共有し、対応する仕組みが出来上がっていない。 既侵入外来種の拡散防止についての基本方針の明示と情報共有、対応方針が示されることが妥当である。 (一部略)	優先課題として「新たな外来種の侵入防止」について記述しているものです。既に侵入している島内での拡散も課題と認識しており、一部具体的な取組としては記載しています。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
19 19	愛玩動物だけでなく、「園芸種の適正栽培」の表記を追記するのが妥当である。世界自然遺産の価値を維持するというは、これまで許されてきた行為も父島母島では一部制限されることがあると明言するのが妥当。ネコの室内飼いと同様、価値観の転換である。父島公共施設などで植栽されているカエンボクが「世界の侵略的外来種ワースト100」掲載種であると村民有志が管理者たる小笠原村に申し入れたが無視されている。美しい花故、栽培・頒布されているものがあり、管理機関が対応する必要がある。 赤い実が目立つクログは、侵略的外来種であるにもかかわらず都立公園に2株移植されており、他にも野生化している個体が数個体ある。ヒヨドリが実を好み拡散されている。世界遺産地域外であれば許されるというものではない。 (一部略)	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
20 20	科学委員会を構成する委員の先生方は、それぞれその分野の専門家であり、それを批判するつもりはないが、欠けている分野、地理・地形、気象、菌類などの分野を補強し、様々な事態に対処する必要があるのではないかと。又、全体を見渡す視点をもった科学史、哲学・倫理学などの人文系の研究者をいれる必要がある。因みに「科学者の社会的責任」についての覚え書を書いた唐木順三は哲学者である。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
21 21 他	複数の長期目標の語尾が「検討する」となっているが、管理計画の期間は「概ね10年先を見据えた長期目標」(p.2)としている。2018～2027年まで「検討する」ことをし続けるのであろうか。何も行きませんと公言しているに等しい。「仕組みの構築を図る。」などとすることが妥当である。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
22 24	外来種対策に係る制度では、「生物多様性条約」に言及しているが、p.43-45 参考1用語の解説には載っていない。	いただいたご意見を踏まえ、P43用語の説明【遺産管理等】に以下を追記します。 生物多様性条約：生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする、国際条約
23 25	道路、公園歩道などの維持管理作業により道路脇などの明るい場所を好む自生(固有を含む)種の刈取(個体数減)、消失を防ぐとともに、よく使用される刈払機(ブッシュクリーナー)による外来種の再散布・拡散を止めさせる必要がある。刈払い行為そのもの及び刈払後の小さな断片の送風ホースによる脇の山谷への放逐は外来種アイダガヤ(イネ科)などの種子の周辺への再散布・拡散を促進していると思われる。また、刈払機使用後の同機の清掃がなされないことで、種子を付着した刈払機の再使用により、外来種の新たな分散が生じていると思われる。ツボミオオバコ(オオバコ科)、ナガバハリフタバムグラ(アカネ科)などの新生育地(群落)の発生・定着によりそのことが確認されている。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
24 25	父島都道湾岸通り東町西町地区の街路樹は、都道リフォーム事業で当初ハウオウボクのみであったが、途中からタマナ(テリハボク)との混植と変更された。しかし、外来種のピヨウタコノキ(アカダコ)が都道、村道、公共施設に多数植栽されており観光客はもとより一部村民までも「小笠原村の木」タコノキが植えてあると誤解している。 ガラバゴス諸島では、見栄えのよい外来種を街路樹とすることから、島の自生種による景観復元を図っている。侵略性がないからよいというだけで無く、島自生の樹木を見直し植栽することが妥当である。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
25 25	小笠原村は、世界自然遺産登録以前から「東京都小笠原諸島の公共事業環境配慮指針」を準用する制度を導入すると村民説明会で何度も表明しているが、一向に実施されていない。小笠原村役場において「東京都小笠原諸島の公共事業環境配慮指針」を準用する制度導入を、改めて早急に求める。	個々の事業での環境配慮の取組を積み上げているところですが、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

世界自然遺産小笠原諸島管理計画(案)に寄せられた意見と意見に対する考え方

頁	意見の概要	意見に対する考え方
26 他	外来種の脅威は、大型生物のみ注目されるようだが、微生物や菌などの目につきにくい小型生物も大きな危険を伴っていると思う。ネコに寄生するトキソプラズマなどは、近年、ペットの猫によってこの地域に入ってきたのではないか。トキソプラズマは猫以外の多くの動物に寄生して、行動変化を誘発する。ネズミやヒトの異常行動が近年報告されている。もっと厳しい見方をすべきではないか。 昨年のカカオ豆事件で、小笠原の危機管理体制がいかに不備、不十分であるかが露呈した。	微小な生物も含めた水際対策は課題と認識しています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
27 29	世界自然遺産に登録されたのに、巨大建設土木工事計画が続々と出てくるのはなぜか。第1種特別地域だけ工事をしなければいい、ということでは、生態系は守れない。地域外の工事でも厳重に制限するべきである。2004年に策定された「小笠原の公共事業における環境配慮指針」こそ見直すべきである。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
28 30	自然と共生した産業の振興など、行政の考えにない。農業被害の報告があり、対策がなされているとされる、オガサワラオオコウモリについてさえ、行政の縦割りのせいで、各行政、村、都、国で個別にやっている。お互いに何をやっているかも把握していない。	国、都、村、関係団体による会議を設け、情報共有するとともに、対策を検討しています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
29 31	小笠原村役場に環境課が設置されたことは評価できるが、設置以前からの前記課題を先送りすることなく、速やかな実施を求める。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
30 35	「ノヤギに対して…柵の設置などによるエリア排除を進め」、「根絶を目指す。」、「ノネコ…全島排除を目指す。」のであるから、自然環境の分断をやむを得ず行っており、国立公園の景観も損ねているヤギネコ柵撤去も明示するのが妥当である。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
31 39	「クマネズミの排除を進める」とある。兄島は弟島と弟島瀬戸を挟みわずか50m程度の距離である。兄島弟島間のクマネズミの往来がないよう、弟島のクマネズミ駆除は重要である。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
32 41	「特徴欄で外来ネズミ類等の対策を実施した」とあるが、クマネズミ根絶を目指す」と明示することが妥当である。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
33 42	「母島の魅力を高め」は意味不明。小笠原諸島全ての島は、それぞれ「魅力」がある。母島だけ何を高めるのか？	有人島としての母島が有している世界遺産の価値を普及啓発していくという趣旨です。
34 43	「南部は…ノネコの排除を継続」としているが、父島同様、「全島排除を目指す」が妥当であろう。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
35 44 他	母島属島のネズミ対策の長期目標と方向性を示すことが妥当である。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
36 49 他	聳島列島のネズミ対策について、同じ島でも排除と検討が入り交じっている。根絶で整理するのが妥当である。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
37 53	保護制度について、国は制定、地方自治体はその実施と分担されているように記されている。しかし、日本国法令では地方自治体は法令の範囲内で条例を定めることができ、小笠原村は環境保全等にかかる条例を制定運用してきた。「地元自治体は…国と連携・協力して、独自の保護制度も運用し、施策実施する。」が妥当である。	条例等についても個々の取組内容において、必要に応じて記述しています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
38 53	「地域住民の財産」に違いないが、世界遺産は人類共通の財産であり、この文言は必要か？必要であれば、「地元自治体は地域住民の財産でもある自然資源を守る観点」とするのが妥当か。	ご意見を踏まえて修正します。
39 54	公衆衛生所管課の事業記載が無い。以前は、村事業として鼠族昆虫駆除事業が実施されていたが、今は行われていないようである。有人島である父島母島のネズミ対策は、公衆衛生としてのネズミ対策と並行して進めなければ村民の支持・協力は得られない。自然環境における無人島のネズミ対策に何億円もの大金をつぎ込む一方、身近な生活環境におけるネズミ対策が行われない結果、世界遺産反対の声も村民一部に生じている。村公衆衛生事業として、ネズミ対策の実施が不可欠である。	公衆衛生を担当する部署との連携についても記述しています。いただいた具体的なお意見は今後の参考とさせていただきます。
40 54	これからの日本は、人口減少が加速していく。税金は減収、今ある公共物件も管理しきれていない。過去に建設した道路、河川の点検、補修もあちこちで手抜き、放置されている。世界自然遺産事業も、これから継続していけるのか。小笠原は行政職員が数年おきに代わっていく。世界遺産センターが国、都、村、各団体をまとめて、継続性のある組織を構築しないと予算の枯渇とともに、空中分解する可能性がある。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

世界自然遺産小笠原諸島管理計画(案)に寄せられた意見と意見に対する考え方

	頁	意見の概要	意見に対する考え方
41	59	固有亜種が「固有種の中」ということは分かるが、固有種とどう違うのか説明されていない。	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
42	61	「主な規制内容等」に「保安林の指定」を明示することが妥当である。	森林法に保安林の指定は含まれるため、原文のままとします。
43	61	「小笠原村キャンプ禁止地域に関する条例」を追加することが妥当である。	ご意見を踏まえて修正します。